

第4 地域推進方針の進行管理等

1 地域推進方針の推進方策

(1) 推進体制

- 北海道医療計画は、「道民の医療に対する安心、信頼を確保するため、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に確保する体制を確立すること」を基本理念として策定されており、地域推進方針においては、北海道医療計画の中核をなす「地域における医療連携体制の構築」を進めるとともに、5疾病5事業等を着実に推進するため、関係機関・団体とも連携を図りながら、共通の目標達成のために協働して取り組みます。
- また、地域の医療機関、医療関係団体、市町村等で組織された後志圏域地域医療構想調整会議では、「病床機能の分化及び連携の促進」など、後志構想区域における地域医療構想の実現に向けた協議を行うとともに、進捗状況等の検証などを行い、協議等の内容・結果については、保健医療福祉圏域連携推進会議と適宜共有を図ります。

(2) 地域推進方針の周知

- 地域推進方針については、北海道後志総合振興局保健環境部（北海道倶知安保健所）のホームページで公表するとともに、管内市町村、関係機関・団体に対して周知します。
- 5疾病・5事業及び在宅医療に関する医療機関については、北海道のホームページで、最新の情報が提供されています。

2 地域推進方針の進行管理

医療連携体制の進捗状況については、定期的に把握の上、後志保健医療福祉圏域連携推進会議に提示し、医療連携体制推進上の課題の検討、必要な取組を推進するなど、進行管理を行います。